明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○漁船法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五三）　一

〔告　示〕

○武器貿易条約のキプロス共和国等による批准等に関する件（外務三三九）　一
○ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三四〇）　二
○セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三四一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一六二六～一六三三）　三
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一六三四、一六三五）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同一六三六）　四
○解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第二号に基づく登録講習の登録事項の変更の届出があった件（国土交通九六〇）　四
○解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号に基づく登録試験の登録事項の変更の届出があった件（同九六一）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九六二）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同九六三）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一八八）　五
○道路に関する件（中国地方整備局八八～九一）　六

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　財務省　七

〔官庁報告〕

官庁事項　七

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　八

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（近畿地方交通審議会、四国同）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、証票無効、公示送達関係　九

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

平成二十七年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）関係　二六

会社その他　二八

## 省　令

### ○農林水産省令第五十三号

漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二十五条第一項及び第二項の規定に基づき、漁船法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

漁船法施行規則の一部を改正する省令

漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項を次のように改める。

法第二十五条第一項に規定する設計及び工事の期間中の農林水産省令で定める時は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時とする。ただし、同項の規定により検査を依頼された事項の構造及び工法を勘案して必要があると認めるときは、この項本文に規定する時のほか、農林水産大臣が指定する時とする。

一　法第二十五条第一項第一号に掲げる事項に関する検査　基本設計を完成した時

二　法第二十五条第一項第二号から第六号までに掲げる事項の新設計に関する検査　当該新設計を完成した時

三　法第二十五条第一項第二号から第六号までに掲げる事項に関する検査（前号に掲げる検査を除く。）　申請者の希望する時

第十六条中第二項を削り、同条第三項中「同条第一項第二号から第六号までに掲げる事項につき」を削り、同項を同条第二項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

## 告　示

### ○外務省告示第三百三十九号

一次に掲げる各国の政府は、平成二十五年四月二日にニューヨークで作成された「武器貿易条約」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

平成二十八年五月十日

キプロス共和国　平成二十八年五月十日
ザンビア共和国　平成二十八年五月二十日
ジョージア　平成二十八年五月二十三日